

(目的)

【第1条】この規則は、学校法人小山学園専門学校東京工科自動車大学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにあたり、学校関係者（OB、保護者、地域ならびに企業等）による学校評価を実施し、保護者、地域住民等に理解され信頼されるよう努めるとともに、より良い学校づくりのために学校経営の改善、促進に寄与することを目的に設置する学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所管事項)

【第2条】委員会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の「自己点検評価」をもとに外部評価を行う。
- (2) 審議された内容から「改善提案」を行い、次年度へ反映させる。
- (3) 評価活動を通じたコミュニケーションにより、保護者や地域の方々などと学校がお互いに理解を深める
- (4) 授業や学校行事等を参観する。

(委員・在任期間)

【第3条】委員会の委員は、保護者、OB、地域住民、学校評議員、その他地域関係者組織代表など直接学校経営や人材育成に係る者、その他学校が必要と認める者などから選任する。

- 2 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等・在任期間)

【第4条】委員会は、委員長1名、副委員長1名をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故のあるときは、又は欠けたときは、副委員長が職務を代理する。また、両名が欠ける場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 書記は委員長が任命する。
- 5 委員長、副委員長は委員の在任期間中在任する。

(会議)

【第5条】委員会の会議は専門学校東京工科自動車大学校校長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員総数の過半の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

(事務局)

【第6条】委員会は、事務局を専門学校東京工科自動車大学校におく。

- 2 事務局は本会の会務を行う。

附 則 この規則は平成25年4月1日から施行する。